

岐阜県エネルギー関連産業コンソーシアム設置要綱

(名称)

第1条 本会は、岐阜県エネルギー関連産業コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、産学金官連携のもと、脱炭素に資するエネルギー関連の技術、サービスの開発、製品化及びビジネスモデルの確立等を推進することにより、脱炭素社会の実現を図るとともに、エネルギー関連産業の振興に寄与することを目的に設置する。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 会員間のマッチングの支援
- 二 ワーキンググループ活動への支援
- 三 市場展開の支援
- 四 エネルギー関連情報等の発信
- 五 その他目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 コンソーシアムは、次の各号に定める会員により構成する。

- 一 特別会員
コンソーシアムの趣旨に賛同する大学、企業及び行政等のうち、コンソーシアムの運営に責任を負う意思のある者
- 二 正会員
コンソーシアムの趣旨に賛同する大学、企業及び行政等のうち、コンソーシアムの活動に参加する者
- 三 準会員
コンソーシアムの趣旨に賛同する大学、企業及び行政等

(入会)

第5条 コンソーシアムに入会しようとする者は、別に定める入会申込書及び誓約書を理事長あてに提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の入会申込者が第2条に定める目的に賛同する場合は、理事会の議決を経て、入会を承諾するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、準会員については、理事長の承認により入会を承諾するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる者は会員となることができない。
 - 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 二 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- 三 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 五 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- 七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- 八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- 九 コンソーシアムの目的に照らして、適正でないと理事長が認める個人又は法人等

（会員区分の変更）

- 第6条 会員が第4条各号に定める会員区分を変更しようとするときは、別に定める変更届及び誓約書を理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項の変更が特別会員又は正会員への区分変更である場合は、理事会の議決を経て、変更を承諾するものとする。
- 3 準会員への変更である場合は、理事長の承認により変更を承諾するものとする。

（退会）

- 第7条 会員が退会を希望するときは、別に定める退会届を理事長に提出しなければならない。

（除名）

- 第8条 会員が次のいずれかに該当する行為を行ったときは、理事会の審議、議決により、これを除名することができる。ただし、この場合には当該会員に対し弁明の機会が与えられなければならない。
- 一 この要綱に違反したとき
 - 二 コンソーシアムの目的に反する行為をしたとき
 - 三 その他コンソーシアムに不利益を及ぼした場合、又はそのおそれのある場合

（役員）

- 第9条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- 一 理事長 1 名
- 二 副理事長 2 名
- 三 理事 若干名
- 四 監事 2 名

2 理事長及び副理事長は理事の互選により選定する。

3 理事は第4条第1項第1号に定める特別会員の中から総会の議決を経て選任する。

4 監事のうち1名は岐阜県出納事務局出納管理課長を充て、他1名は県職員以外で会員（準会員を除く。以下第17条まで同じ。）の中から理事長が選任する。

（役員の任期）

第10条 役員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、その職を行う。

（役員の職務）

第11条 役員の職務は、次のとおりとする。

- 一 理事長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。
- 二 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 三 理事は、理事長が必要と認めた事項を審議し、コンソーシアムの運営にあたる。
- 四 監事は、コンソーシアムの会計及び事業の状況を監査し、その結果を会員に報告する。

（会議）

第12条 コンソーシアムの会議は、総会、理事会とし、理事長がこれを招集する。

（総会）

第13条 総会は、会員をもって構成し、次の各号の事項を議決する。

- 一 役員の選任に関する事
 - 二 事業計画及び予算計画に関する事
 - 三 事業報告及び決算に関する事
 - 四 設置要綱の改正に関する事
 - 五 その他コンソーシアム運営に係る重要事項
- 2 総会は、年1回開催する。ただし、理事長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 3 総会の議長は理事長が務める。
- 4 総会は、会員の総数の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 前項の規定にかかわらず、コンソーシアムの解散に係る議事は、出席者の3分の2以上の賛成によって決する。
- 6 やむを得ず総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもつ

て表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において前2項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

- 7 緊急の必要がある場合または軽微な事項については、理事長は書面による賛否を求め、総会の議決に代えることができる。

(理事会)

第14条 理事会は、理事をもって構成し、次の各号の事項を議決する。

- 一 総会へ付議すべき事項
- 二 第3条に掲げる事業の運営に関する事項
- 三 予算の流用の決定に関する事
- 四 別に定めるワーキンググループへの支援内容の決定に関する事
- 五 会員の入退会に関する事
- 六 その他必要事項

2 理事会は、必要に応じて随時開催する。

3 理事会の議長は理事長が務める。

4 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 やむを得ず理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において前項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

6 緊急の必要がある場合または軽微な事項については、理事長は書面による賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。

(専決処分)

第15条 理事長は、総会及び理事会を招集するいとまがないと認めるとき、又はこれらの権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 理事長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次回の会議において報告しなければならない。

(経費)

第16条 コンソーシアムの事業に必要な経費は、年会費その他の収入をもって充てるものとする。

(年会費)

第17条 会員は、その区分に応じ次に定める年会費を納入しなければならない。

- 一 特別会員 30万円以上
- 二 正会員 5万円
- 三 正会員(個人) 3万円

2 前項の規定にかかわらず、コンソーシアムの運営に特に重要と認められる会員については、その者の申請により、理事会の議決を経て会費の免除をすることができる。

3 既に納入された会費は返還しないものとする。

- 4 第6条に定める会員区分の変更にともない、会費に不足分が生じる場合は、その差額を納入しなければならない。

(会費の返還)

- 第18条 コンソーシアムは、決算見込に基づき拠出者ごとの負担金額を確定し、余剰金が生じた場合は、その全額を県及びその他の拠出者に返還しなければならない。ただし、拠出者が余剰金の返還を希望しない場合は、この限りではない。
- 2 前項の余剰金の返還額は、理事会において拠出者ごとに決定する。ただし、負担金の負担割合等の合理的な基準によらなければならない。

(会計)

- 第19条 コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 コンソーシアムの会計は、岐阜県の規程を準用するものとする。

(事務局)

- 第20条 コンソーシアムの事務局は、岐阜県環境エネルギー生活部省エネ・再エネ社会推進課に置く。

(委任)

- 第21条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアム運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年9月4日から施行する。
- 2 コンソーシアム設立当初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず平成28年3月31日までとする。
- 3 コンソーシアムの当初の会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず、施行の日から平成27年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 2 5 日から施行する。